



平成 22 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 太田 功
(J A S D A Q コード番号 7571)
問い合わせ先 取締役執行役員
経営企画室長 金木 俊明
電 話 番 号 03-3376-7878

証券取引等監視委員会による当社役員に対する
課徴金納付命令の勧告の経緯及び具体的な再発防止策について

平成 22 年 2 月 19 日付で公表いたしました「証券取引等監視委員会による当社役員に対する課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしたとおり、証券取引等監視委員会から、当社代表取締役会長である山野彰英、及び同人の関係法人である株式会社ヤマノネットワーク及び株式会社ヤマノビューティケミカルに対し金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社は、代表取締役による法令違反であるという事を重く受け止め、下記の通り今般の課徴金納付命令の勧告に至った経緯、及び再発防止策に関する検討結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

また、本日開催の臨時取締役会において、当社代表取締役会長山野彰英の役員報酬の減額及び再発防止策を決議いたしました。

本件に関し、会社としてこのような行為を防ぐことができず、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 役員報酬の減額について

課徴金納付命令対象者である当社代表取締役会長山野彰英の役員報酬を、本人の申し出により、現在、再建中のため報酬 50%カットから更に 20%カットとすることを臨時取締役会で決定いたしました。

2. 課徴金納付命令の勧告の経緯と内容

① 経緯

株式会社ヤマノホールディングス（以下「当社」という。）は、連結子会社である堀田丸正株式会社（以下「堀田丸正」という。）の子会社である株式会社HAMANO1880、東京ブラウス株式会社、株式会社松崎及び松崎生産株式会社の異動を伴う株式の譲渡を

行うことを、平成 20 年 10 月初旬に開催した当社経営会議並びに堀田丸正経営会議で検討を開始いたしました。

その後、連結子会社である堀田丸正株式会社は、平成 20 年 10 月 29 日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社HAMANO1880、株式会社松崎、松崎生産株式会社及び株式会社東京ブラウスの株式全てを、株式会社トライアイズ（大証ヘラクレス 4840）に譲渡する基本合意書を締結することを決定いたしました。

今般の課徴金納付命令勧告の対象者である当社代表取締役会長山野彰英は、②買付状況で示したとおり、当該事実が公表される前の平成 20 年 10 月 10 日～同年 10 月 16 日までの間に、1 株 39 円～60 円で買付を行うとともに、同人は、同人が取締役を務める株式会社ヤマノネットワーク及び株式会社ヤマノビューティケミカルにおいて、当該事実が公表される前の平成 20 年 10 月 7 日～同年 10 月 29 日までの間に、1 株 41 円～65 円で買付を同 2 社に対して当社株式買付の指示を行ったものであります。

② 買付け状況

買付け者名	買付け期間	買付け株数	買付け金額
(株)ヤマノビューティケミカル	平成 20 年 10 月 7 日から 平成 20 年 10 月 9 日まで	28,000 株	1,371,400 円
山野 彰英	平成 20 年 10 月 10 日から 平成 20 年 10 月 16 日まで	32,900 株	1,623,500 円
(株)ヤマノネットワーク	平成 20 年 10 月 23 日から 平成 20 年 10 月 29 日まで	21,300 株	1,345,500 円
合計		82,200 株	4,340,400 円

③ 課徴金納付命令の勧告の内容

株式会社ヤマノホールディングス役員及び関係法人 2 社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

平成 22 年 2 月 19 日
証券取引等監視委員会

—

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、株式会社ヤマノホールディングス役員及び関係法人 2 社による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

2. 法令違反の事実関係

(1) 課徴金納付命令対象者①は、株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）の役員であったが、同社の子会社である堀田丸正株式会社

が、ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月10日から同月16日までの間に、自己の計算において、ヤマノホールディングスの株券合計3万2,900株を買付価額162万3,500円で買い付けたものである。

同行が行った上記の行為は、金融商品取引法（平成20年法律第65号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という。）第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、自己の計算において同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

- (2) 株式会社ヤマノネットワーク（以下「ヤマノネットワーク」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同行がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月23日から同月29日までの間に、ヤマノネットワークの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計2万1,300株を買付価額134万5,500円で買い付けたものである。

同行が行った上記の行為は、旧金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、自己の計算において同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

- (3) 株式会社ヤマノビューティケミカル（以下「ヤマノビューティケミカル」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同行がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月7日から同月9日までの間に、ヤマノビューティケミカルの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計2万8,000株を買付価額137万1,400円で買い付けたものである。

同行が行った上記の行為は、旧金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、自己の計算において同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

3. 課徴金の額の計算

上記の違法行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は下記のとおり。

課徴金納付命令対象者①	90万円
ヤマノネットワーク	29万円
ヤマノビューティケミカル	78万円

計算方法の詳細については、別紙のとおり。

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

旧金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金の額は、
(重要事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の同社の株価の終値は、77円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

(77円 × 32,900株)

－ 買付価額 1,623,500円 (注) = 909,800円

⇒ 課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、90万円

(注) 買付価額は、

39円 × 5,000株	40円 × 10,000株
55円 × 9,100株	60円 × 8,800株

の合計額である。

ヤマノネットワーク

(77円 × 21,300株)

－ 買付価額 1,345,500円 (注) = 294,600円

⇒ 課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、29万円

(注) 買付価額は、60円 × 7,800株 65円 × 13,500株 の合計額である。

ヤマノビューティケミカル

(77円 × 28,000株)

－ 買付価額 1,371,400円 (注) = 784,600円

⇒ 課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、78万円

(注) 買付価額は、

41円 × 2,100株	42円 × 400株
43円 × 500株	45円 × 100株
47円 × 1,700株	48円 × 1,200株
50円 × 17,000株	51円 × 5,000株

の合計額である。

3. 本件の関係者への事実確認

当社は、当社代表取締役会長山野彰英より、証券取引等監視委員会が平成22年2月19日に行った勧告に記載された内容に間違いはないことを確認いたしました。

今般の取引は、当社代表取締役会長がインサイダー取引の構成要件に関して誤った認識で行ったものであり、また、後述の当社社内規程で定めている、役員が当社株券の売買をする際の情報管理責任者への届出は行われなかったために、当社においても、事前の確認が出来なかったものであります。

4. 今後の対応について

当社は、本件の重要性並びに当社の上場企業としての社会的信用を大きく毀損することとなったことを真摯かつ厳粛に受け止めております。山野彰英は今般の課徴金納付命令の勧告を受け、辞任の意向を表明しておりますが、時期につきましては、現在当社グループが再建中であることを鑑み、企業の再建の目途を立てることを最優先とし、適切な時期にその経営責任を明確にしていまいります。

5. 再発防止策について

【平成 21 年 10 月 1 日付合併後のインサイダー取引防止に関する取り組みについて】

当社は、平成 21 年 10 月 1 日に子会社 8 社を吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社となり、当社代表取締役社長が管理本部長を兼務し、インサイダー取引防止に関する規程、その他規程の全面見直し・強化を行い、インサイダー取引に関する未然防止に取り組んでまいりました。その取り組み内容は以下のとおりであります。

①重要な意思決定機関における内部情報に関する秘密保持誓約書

当社の重要な意思決定機関である、経営会議(出席者は取締役 5 名)、トレース会議(出席者は取締役 4 名及びカンパニー長 5 名並びに関係者)等に重要機密情報(インサイダー情報)の事項が含まれている場合には、会議の都度、インサイダー取引規制項目に違反行為を行わないことを誓約する書面(機密保持に関する誓約書)に出席者並びに関係者は署名捺印することとしております。

②社内規程

当社は、代表取締役社長が兼務する管理本部長を内部情報に関する情報管理責任者とし、内部情報の管理、漏洩防止に関する規程や、役員の自社株式売買時の事前申請制度や、従業員持株会制度について制定しております。

③アクセス制限

当社の共有ファイルは、部署単位でアクセス制限を設定しており、重要事実に関するファイルは、経営企画室以外のアクセス権限がないため、開示前の重要事実は情報開示担当部署である経営企画室及び担当役員以外の閲覧は出来なくなっております。

【今後のインサイダー取引防止を強化する取り組みについて】

本件の発生を受け、当社は内部情報管理体制や社内規程を見直した結果、平成 21 年 10 月 1 日付で当社子会社 8 社を吸収合併した際に新たに制定した社内規程を含め、「内部統制システムに係る監査の実施基準(平成 19 年 4 月、日本監査役協会)」の評価項目に照らして検証した場合、概ね満足する水準が保たれているものと評価することができるものと

判断しております。

したがって、本件は当社における内部情報管理体制や社内規程の不備に起因したものであると考えておりますが、代表取締役会長自らが犯した法令違反であり、社内規程に定められている自社株式売買時の届出が行われなかったこと等から、定められたルールが守られ機能していたかについては、大きく課題を残すこととなりました。

本件の重要性、本件による当社の上場企業としての社会的信用が大きく毀損される結果となったことを踏まえ、本件を個人のコンプライアンスに対する認識問題に帰結させるのではなく、会社として再発を防止するために、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- ①インサイダー取引規制の内容について、当社グループにおける全役員、全従業員及び関係取引先等への周知徹底を図っていく。
- ②平成 21 年 10 月に再度制定したインサイダー取引に関する社内規程の周知のため、パート社員を含む全役職員への徹底した再教育を行う。（規程の確認、教材の配布、説明会の実施、等）
- ③決算発表前の自社株式の売買禁止期間には、社内メールにて当該売買禁止期間を全役員及び従業員へ都度連絡するとともに、社内電子ネットワーク上にも掲示することで全社員に注意喚起を行う。
- ④ジャスダック証券取引所等が主催するインサイダー取引防止に関するセミナーの参加等を促し、参加者による社内研修等の機会を設ける。

以 上